

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">活動性分類等について</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。</p> <p><u>第 1 結核登録票への登録</u></p> <p><u>1 結核登録票に登録すべき者は次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>結核患者</u></p> <p>(2) <u>結核回復者</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 結核医療を必要としないと認められてから 2 年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ロ 結核再発のおそれが著しいと認められる者</u></p> <p><u>2 1 の(2)イにおける「経過観察を必要としないと認められる者」は、第 3 の 6 に定める潜在性結核の者であって、保健所長が経過観察を必要としないと認める者とし、該当した時点で、登録票から削除することができる。それ以外の者については、原則として 2 年間登録すること。</u></p> <p><u>3 1 の(2)ロ「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、結核医療を必要としないと認められてから 2 年を経過した者であって、次に掲げる者をいう。ただし、保健所長が経過観察を必要としないと判断した時点で、登録票から削除すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(1) 再発のあった者</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(2) 受療状況が不規則であった者</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(3) 抗結核薬に耐性のあった者</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(5) その他保健所長が経過観察を必要と認める者</u></p> <p><u>4 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、</u></p>	<p style="text-align: center;">活動性分類等について</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。</p> <p><u>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 22 年 1 月 28 日から適用する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>法の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。</u></p>	
<p>第2 分類の原則 (略)</p>	<p>第1 分類の原則 (略)</p>
<p>第3 活動性分類の区分 活動性分類は、第4に定める結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、<u>登録時に次のいずれかに区分すること。</u> 1～6 (略)</p>	<p>第2 活動性分類の区分 <u>登録時の活動性分類は、第3に定める登録時の結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、次のいずれかに区分すること。</u> 1～6 (略)</p>
<p>第4 各区分の基準 第3に定める活動性分類の区分は、次に定めるところによること。 1～3 (略)</p>	<p>第3 登録時の活動性分類 第2に定める登録時の活動性分類は、次に定めるところによること。 1～3 (略)</p>
<p>第5 区分の変更等 分類の変更等については、次の基準によること。 1、2 (略) 3 菌所見 治療開始後6月以内に第4の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。</p>	<p>第4 区分の変更等 分類の変更等については、次の基準によること。 1、2 (略) 3 菌所見 治療開始後6月以内に第3の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第5 登録の削除 1 <u>結核登録票に登録されている者が次のいずれにも該当しない場合は、職権により登録を取り消す(講学上の撤回)こと。</u> (1) <u>結核患者</u> (2) <u>結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者</u> (3) <u>結核再発のおそれが著しいと認められる者</u> 2 <u>結核再発のおそれが著しいと認められる者については、保健所長が経過観察を必要としないと判断した場合に登録を取り消す(講学上の撤回)こと。</u> <u>「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、次に掲げる者をいう。</u> (1) <u>再発のあった者</u> (2) <u>受療状況が不規則であった者</u></p>

改正後	現行
	<p>(3) <u>抗結核薬に耐性のあった者</u></p> <p>(4) <u>糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者</u></p> <p>(5) <u>その他保健所長が必要と認める者</u></p> <p>3 <u>結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。</u></p>